

# 地球環境保全協定書

千葉市（以下「甲」という。）と伸和ピアノ株式会社（以下「乙」という。）とは、本市における良好な環境の保全及び創造、地球にやさしく、資源を効率的・循環的に利用した持続的発展が可能な社会の構築及び環境への負荷が少ない都市づくりの推進等を行うため、次の条項により協定を締結する。

（法令の遵守等）

第1条 乙は、環境基本法その他関係法令を遵守するとともに環境保全施策に積極的に取り組むものとする。

（環境保全計画）

第2条 乙は、環境負荷の低減を図るため、甲と協議の上、環境保全計画を定めるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づいて、環境保全計画を定めるに当たっては、事業活動に即した目標を定めるものとする。

3 乙は、環境保全計画を適切に実行し、その目標の定期的な確認を行うものとする。

4 乙は、環境保全計画の実施に当たって、その全従業員で実践するよう努めるものとする。

（地球環境保全対策）

第3条 乙は、地球温暖化の原因となる温室効果ガス、オゾン層破壊の原因物質及び酸性雨の原因となる硫黄酸化物・窒素酸化物の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（低公害車の導入）

第4条 乙は、大気汚染物質及び地球温暖化原因物質の排出を低減するため、より環境への負荷が少ない自動車（低公害車）の購入又は使用に努めるものとする。

（エコドライブの推進）

第5条 乙は、駐停車時の自動車の原動機の停止（アイドリング・ストップ）、整備点検の実施、急加速・急発進をしない、迷惑駐車をしない、公共交通機関の利用促進などのエコドライブについて、従業員への指導を行うとともに下請け業者及び関連する事業者に対して協力を求めるものとする。

（省エネルギー対策の推進）

第6条 乙は、事業所で使用する燃料、電気等のエネルギー資源の節減に積極的に努めるものとする。

（水資源の保全及び節減）

第7条 乙は、水資源の保全を図るため、節水、雨水利用等水の効率的な使用に努めるものとする。

2 乙は、地下水の保全を図るため、事業所構内において雨水の浸透に努めるものとする。

（紙類の使用の減量及び再資源化）

第8条 乙は、森林資源の保全を図るため、事業所における紙類の使用の減量に努めるとともに、再生紙製品の使用を推進するものとする。

2 乙は、紙類を排出するときは、再資源化を図るために分別に努め

るものとする。

（グリーン購入）

第9条 乙は、環境への負荷の低減に資する原材料、部品及び製品の購入又は使用に努めるものとする。

（緑化の推進）

第10条 乙は、環境の保全を図るため、事業所構内の緑化に努めるものとする。

（環境保全施策）

第11条 乙は、この協定に定める事項のほか、環境への負荷の低減及び環境の保全に努めるとともに、甲が実施する環境保全の施策にできるかぎり協力するものとする。

（指導及び援助）

第12条 甲は、乙が行う環境保全の施策の実施に必要な指導及び技術的援助並びに資金のあっせんに努めるものとする。

（信義誠実）

第13条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの協定の各条項の履行に努めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、平成23年8月25日から平成28年8月24日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、この協定は、さらに5年間継続されるものとし、以後も同様とする。

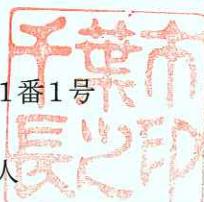
（疑義の決定等）

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年8月25日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷俊人



乙 千葉市花見川区千種町33-1  
伸和ピアノ株式会社  
代表取締役 大久保 定則

